第 2 章

さまざまな機会を通じた 人権教育・啓発の推進

第2章 さまざまな機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校教育における人権教育の推進

【現状と課題】

村上市の小・中学校では、教育活動全体を通して同和教育を中核にした人権教育の推進に努めてきました。具体的には、人権教育、同和教育の全体計画及び年間指導計画の作成、実施、改善を進めたり、教職員の部落差別問題に対する理解を深め、指導力を向上させる研修を設けたりするなど、授業実践に基づいた人権教育、同和教育の充実を図ってきました。

それにより、部落差別問題をはじめとした人権問題への教職員の認識が深まり、人権 尊重の精神を基盤にした学校運営の重要性が強く意識され、人権教育、同和教育の指導 に当たっては、子どもたちを取り巻く地域の課題に基づく具体的な目標・計画を立てて 指導が行われるようになりました。

市民意識調査の結果では、「日本の社会に部落差別問題などといわれる問題があることを知っていますか」の設問で、「知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合は、20代で86.0%、30代で83.9%となっています。その内、「はじめて知った(聞いた)きっかけ」については、「学校の授業で教わった」と回答した割合が他の世代に比べかなり高くなっており、このことは、学校教育の成果が反映されたものと捉えることができます。一方、「被差別部落(同和地区)の成り立ち」については、「わからない」と回答した人の割合は、20代で42.9%、30代で47.0%と他の世代に比べ高くなっており、十分な認識に至っていない状況と言えます。

また、「いじめ問題について、どのように思いますか」の設問では、「いじめる児童生徒が悪いが、いじめられる側にも原因がある」と回答した人の割合が全体で43.5%であり、20代では47.4%で最も高い状況でした。いじめ問題はいじめる側の問題であり、いじめる側が悪いという認識をさらに深め、広げる必要があります。今後も発達段階に応じて、くり返し指導を重ねていかなければならないと考えます。

こうした学校教育の現状と取組の成果や課題等を踏まえながら、学校教育における 人権教育、同和教育をさらに推進させる取組が必要です。

【施策の推進】

① 全小中学校で、同和教育副読本「生きる I ~ V」(新潟県同和教育研究協議会編)等を活用した授業や参加体験型学習等を指導計画に位置付け、実践に取り組みます。

また、人権教育、同和教育の推進校を指定して、人権教育、同和教育の視点に立った授業改善に取り組みます。

そして、それらの成果を「人権教育、同和教育実践集」や「授業研修会」を通して 発表します。

- ② 家庭訪問や教育相談等を通して、被差別の当事者や悩みを背負わされた子どもたち、保護者に寄り添った対応に努め、「かかわる」同和教育を推進します。併せて、差別をしない、させない、許さない、見逃さない人間づくりを進めます。
- ③ 人権感覚を磨く校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修会を奨励するとともに、教育委員会主催の研修会を複数回実施します。また、新潟県同和教育研究協議会等、各団体が実施する研修会に参加しやすい環境を整え、教職員の指導力向上に向けた職員研修の充実に努めます。
- ④ 人権教育、同和教育の授業公開とその後の協議会、懇談会等の実施やたよりの発行、 地域や関係機関等と連携した取組等を通して、保護者への啓発に努めます。

2 社会教育における人権教育の推進

【現状と課題】

就学前の子どもたちには、基本的生活習慣や態度を養い、人権尊重の精神を芽生え させ育み、健康で豊かな人間性を持った子どもたちに育つよう、家庭においてはしつけ など、幼稚園においては幼稚園教育要領に基づいた教育、保育園では保育指針に基づい た活動が、それぞれの場で子どもの人権に配慮して行われています。

また、教育委員会等では、教育の出発点であると言われる家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供を行っています。

親や大人の差別的な意識が子どもに伝わることにより、差別や偏見の再生産につながっていくことも考えられるため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、親や大人が偏見を持たず、差別しないことなど、日常生活や地域活動を通じて子どもに示していくことができるよう、さまざまな機会をとらえて家庭教育のための支援や成人を

対象にした人権教育・啓発等を行っていく必要があります。

2010年(平成22年)9月1日制定「新潟県人権教育基本方針」では「社会教育においては、人権が尊重される地域社会づくりを目指して、社会教育施設等を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、地域における人権教育の指導者を養成する。」としています。

2008年(平成20年)9月策定の村上市人権教育・啓発推進基本方針で「社会教育において同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、「人権講演会」など市民に対する研修の機会の提供に努めます。」とされ、人権講演会を実施してきました。

人権講演会の開催や県主催の研修会への職員の参加などを行ってきましたが、市民意識調査では「村上市は人権が尊重されている市であるか」では「わからない」が27.1%と高くなっています。そして、「人権・同和教育を学校で受けてきた若い年代ほど『わからない』の比率が高い。その原因は身近にある人権問題として学習をしていないのではないか。」とし、「教育や啓発活動のあり方についても考えていかなければならない。」という調査結果がだされています。社会教育における人権教育のあり方を検討し、人権意識を高める取組を推進する必要があります。

【施策の推進】

- ① 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係者を対象とした 研修会を開催します。
- ② 人権講演会を開催し、人権教育・啓発を行います。
- ③ 市民に対して人権問題が身近であるということを学ぶ機会を公民館の講座や広報などにより提供します。

3 市民に対する人権啓発の推進

【現状と課題】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第6条には、国民の責務として、「国民

は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与する よう努めなければならない。」と明記されています。

差別や偏見のない地域社会をつくるためには、市民一人ひとりがさまざまな人権問題 についての理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

今回実施した市民意識調査の結果では、人権が尊重されている市であるかについて、「いちがいにはいえない」の48.9%が最も数値が高く、次いで「わからない」が27.1%と非常に多くなっています。

また、人権や差別問題に対する関心については、40代以上では「かなり関心がある」と「少し関心がある」で70%を超えていますが、若い年代の関心は低くなっています。特に、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の割合が20代・30代で高くなっており、人権教育、同和教育を受けてきた世代の関心が低いという結果となりました。

関心のある人権問題については、「障がいのある人の差別問題」及び「北朝鮮による 拉致問題」への関心が高くなりました。若い人の関心が高かった拉致問題は、マスコミ やインターネットでの取り上げられ方が回答に影響を与えているように考えられま す。また、「子どもの人権問題(いじめ・虐待)」については、小中学生の親の世代で ある30代・40代で関心が高く、「部落差別問題」については、学習機会のあった20代・ 30代で高くなっています。「女性差別問題」に対する関心が、他市と比較して低いのは、 差別に気づいていないという可能性もあります。

これまでに自分の人権が侵されたと思ったことが「ある」と回答したのは23.0%の人であり、「気づかなかった(わからない)」との回答は約30%で、自分の人権がおかされたとの認識はないが、心配をしているということがわかります。

どのような人権侵害を受けたかについては、「噂、悪口、かげ口」が57.4%で最も高く、次いで高いのが「職場での不当な待遇」「名誉・信用毀損、侮辱」「仲間はずれ、嫌がらせ」されるなどです。「結婚に関すること」では30代~60代で比較的高くなっています。

人権が侵された場合には、友人等も含めた身近な人に相談するとの回答が多く、他を大きく上回っています。「身近な人に相談する」の割合は、男性より女性の方が20ポイント程度多くなっています。また、「自分で処理する」、「何もしない」という回答を合わせると30%前後となります。行政等の相談窓口の利用を考える人は少ない状況です。このような状況から、人権が尊重される地域やそれを担う人づくりを進めることも重要です。

人権問題に関する講演会、研修会に「参加したことはない」が8割近い数値となり、参加の経験があるのは16.0%でした。参加したことのある人権講演会・研修会としては、「県、市町村主催」の講演会・研修会への参加が最も多く、43.6%となりました。次いで、「職場や職域団体主催」、「学校やPTA主催」と続き、30%を超えています。年代別で参加が多かったのは、20代の「学校やPTA主催」、30代では「職場や職域団体主催」、40代では「学校やPTA主催」、50代では「職場や職域団体主催」、60代以降では「県、市町村主催」への参加でした。人権講演会・研修会に参加したことがない理由としては、「特に理由はない」の回答が46.7%で最も多く、「人権問題に関心がない」の8.1%を加えると54.8%が講演会・研修会への参加には消極的です。ただし、「開催を知らなかった」の33.5%は、参加の可能性があります。

小・中・高等学校での人権教育、同和教育を行うことについては、「積極的に行うべき」が30.8%で最も高かったのですが、「ほどほどにすべき」の消極的な意見に「あまりやらない方がよい」と「やるべきではない」の反対意見を加えると35.7%となり、「わからない」等が33.5%でした。

近年、その被害が全国的に広がっている問題として、他人の戸籍や住民票の写しなどを職務上入手できる立場の者が、大量に不正取得し、その情報を売買していた事件があります。不正取得された個人情報は、結婚や就職の際の身元調査などに悪用される可能性があります。こうした個人情報の不正取得も依頼する人がいるために起こります。

平成25年度第11回県民アンケート調査報告書「人権に関する意識について」によれば、身元調査に関する県民意識として「身元調査をすることは当然のことだと思う」と回答した人が10.1%、「よくないことだと思うが、ある程度はしかたないことだと思う」と回答した人が55.3%で、65.4%の人が身元調査を容認する回答をしています。自分では差別しているつもりがなくても、結果として差別を助長したり、差別を生み出したりすることにつながります。この調査結果を踏まえた、啓発活動の強化も必要となります。なお、村上市では2014年(平成26年)8月1日から住民票や戸籍等の不正取得防止のため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しました。

市民一人ひとりが、地域社会の中で豊かで充実した生活を送るためには、人権意識が 根付いていなければなりません。そのためには、さまざまな人権問題を身近な問題とし て認識し理解を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進する必要があり、 関係機関と連携を図りながらあらゆる場を通じて人権啓発を推進していかなければなり ません。

【施策の推進】

- ① 広報誌やホームページをはじめ、さまざまな機会を活用した人権啓発や相談窓口、 講演会等の周知に努めます。
- ② 人権教育・啓発を効果的に推進するため、市民の身近なところで、人権に関する さまざまな問題について理解と認識を深める人権教育・啓発を推進します。
- ③ 人権にかかわる施策の推進に当たっては、法務局や各人権関係団体及び市の各部局との連携のもと総合的に取り組みます。
- ④ プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害につながるおそれのある 身元調査をなくすための啓発等に努めます。

4 企業・団体等に対する人権啓発の推進

【現状と課題】

市民意識調査において、どのような人権侵害を受けたかについては、「噂、悪口、かげ口」が57.4%で最も数値が高く、次いで高い「職場での不当な待遇」は若い世代で多くなっており、20代では半数を超え、若い世代に対する厳しい職場状況を反映していることが考えられます。また、40代では、「仲間はずれ、嫌がらせ」されることが特に多くなっていることについて、原因は不明ですが、職場の人間関係に問題があって、「噂、悪口、かげ口」に至る人権侵害も考えられます。

企業・団体等は、その活動を通じて地域や多くの市民と深く関係しており、社会を構成する一員として、人権問題の解決に果たす役割は小さくありません。このような中で、企業・団体等が就職の機会均等を確保するための公正な採用選考や障がいのある人の法定雇用率の達成、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの問題等に適切に対応し、人権尊重意識の高い働きやすい職場環境づくりのためには、より一層の人権意識高揚の努力が望まれます。また企業等における個人情報の取り扱いに対しては、適正な収集、利用、管理が求められています。当地域では、岩船郡村上市雇用対策協議会が組織されており、各種セミナー等の事業に取り組んでいることから、その事業の一環としての推進も必要と考えられます。

また、市として企業等の人権意識をより高めるための啓発や人権課題に取り組む企業 等に対して、どのように支援していくのか今後の課題の一つです。

【施策の推進】

- ① 公正な採用選考など人権に配慮した適正な対応が図られるよう、公共職業安定所や 商工会議所・商工会や岩船郡村上市雇用対策協議会など関係機関と連携を密にし、 啓発に努めます。
- ② 企業・団体等において計画的、継続的に人権啓発活動が実施されるよう要請するとともに、啓発資料や情報の提供などの支援を推進します。
- ③ 各企業との連携を深めながら、自主的な人権意識の高揚に向けた取組や人権問題 研修会の開催等に努めます。

5 市職員等に対する人権啓発の推進

【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員をはじめとする公務員等に対しては、 一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を行うことが求め られています。そのためには、人権に関するさまざまな課題を認識し、その課題解決に 取り組むことのできる人権意識の高い職員の育成を図ることが必要です。

これまで、職員研修の実施や情報の提供、講演会等への参加などによる啓発が行われてきましたが、さらに計画的に進めていく必要があります。

【施策の推進】

- ① あらゆる人権問題の解決に取り組むべき立場にある職員等の人権意識の向上を 図るため、窓口職員の研修や階層別の研修など人権研修の取組を進めます。
- ② 職員等に向けた、人権に関する情報の発信を随時行います。